



| | |
|------------|---|
| Title | プロ野球の球場における打球事故に関する裁判例の検討 |
| Author(s) | 武田, 昌則 |
| Citation | 琉大法学 = Ryudai Law Review(96): 43-56 |
| Issue Date | 2017-03 |
| URL | http://hdl.handle.net/20.500.12000/36714 |
| Rights | |

プロ野球の球場における打球事故に関する裁判例の検討

武田昌則

0. 本稿のテーマ

本稿では、社会的にも話題となった札幌ドームファウルボール訴訟（控訴審判決後に双方上告せずに確定）の検討を中心に、アメリカ合衆国における裁判例等の趨勢も踏まえつつ、プロ野球の球場における打球事故に関する裁判例を検討する¹。

1. アメリカ合衆国における裁判例の趨勢

アメリカ合衆国におけるプロ野球で最も地位の高いリーグは Major League Baseball (“MLB”) であるが、MLB での打球事故の頻度に関し、MLB の観客 100 万人につき 35.1 人の割合でファウルボール事故により負傷した旨の調査結果が発表されている²。現在に至るまでのアメリカ合衆国の州における裁判例の趨勢は、MLB のチーム・リーグないし試合の主宰者や施設の所有者につき観客の事故防止のために確立された慣行からの逸脱がない限り、観客は試合の観戦についてのリスクを引き受けるべきであり観客にとって打球が自分に衝突するかもしれないことは明白であるとの前提に立ち、MLB のチーム・リーグないし試合の主宰者や施設の所有者にとって有利な判断を下すものとなっている³。

さらに、イリノイ州やコロラド州等の一部の州では、上記のような裁判例の趨勢を立法化するものとして、プロ野球観戦に固有の危険・リスクを観客が負うべき旨を明確に規定し、その反面プロ野球のチームや施設の責任を制限する

¹ 本稿は、北河隆之教授が中心となり比嘉正教授らとともに設立された沖縄民法判例研究会（琉球大学）において、その第 1 回報告に基づき執筆された北河教授の判例解説（北河隆之ほか「地方行政判例解説 ドーム球場ファウルボール損害賠償控訴事件」判自 412 号 96 頁）を踏まえて執筆したものである。

² A.M. Milstein et al., *Variables Influencing Medical Usage Rates, Injury Patterns, and Levels of Care for Mass Gatherings*, PREHOSPITAL DISASTER MED., 2003.

³ Leigh Augustine, *Who Is Responsible when Spectators Are Injured While Attending Professional Sporting Events*, 5 U. Denv. Sports & Ent. L.J. 39 (2008). 上記論文では、MLB のチーム・リーグないし試合の主宰者や施設の所有者にとって有利な判断を下した裁判例として、Lorino v. New Orleans Baseball & Amusement Co., Inc., 16 La.App. 95, 133 So. 408 (1931), Neinstein v. Los Angeles Dodgers, Inc., 185 Cal.App.3d 176 (1986), Loughran v. The Phillies, 888 A.2d 872 (2005)等を紹介している。

立法がなされている⁴。

このような裁判例の趨勢や立法化の動きの背景として、野球観戦の固有の危険が、MLB等の観戦の人気の高まりとあいまって、裁判所も含む世間に認知されるに至ったことが指摘されている⁵。

2. 我が国におけるプロ野球の打球事故に関する裁判例の推移

わが国におけるプロ野球の球場における打球事故については、札幌ドームファウルボール訴訟以前にも、公開されているものとして、試合中における内野席でのファウルボール事故に関する訴訟の第1審判決⁶（裁判例①）及びその控訴審判決⁷（裁判例②）のほか、試合開始前の打撃練習中における外野スタンド内での打球事故に関する判決⁸（裁判例③）があげられる。

その他に、打球事故ではないが、同じようにプロ野球の球団や球場施設所有者の責任が問題となった事案につき、プロ野球観戦中に、投手の投げた球を打った際に折れたバットが内野フェンスを越えて飛来して内野席で観戦中の観客を負傷させた事故に関する判決⁹（裁判例④）がある。

（1）裁判例①及び②について

裁判例①及び②は、球場の所有者及び球場の管理・運営者が適切にファウルボール等から観客を守るネット等の安全装置を設置する義務を怠ったことなどを理由として、球場の所有者に対しては国家賠償法2条1項に基づき、球場の管理・運営者でありプロ野球の試合の主催者（プロ野球球団運営者）に対しては民法717条1項・同709条に基づき、損害賠償請求がなされた事案に関するものである。

裁判例①の判決では、球場の所有者の責任に関し、「本件球場において、内野席フェンスの構造、内容は、本件球場で採られている安全対策と相ま

⁴ コロラド州の立法例として、*Colo. Rev. Stat. § 13-21-120 (2007)*. 「コロラド州 1993 年野球観客安全法」として知られている。

⁵ *Augustine*, at 4-5

⁶ 仙台地判平成 23 年 2 月 24 日 (LEX/DB 25443199)

⁷ 仙台高判平成 23 年 10 月 14 日 (LEX/DB 25473536)

⁸ 千葉地判平成 23 年 10 月 28 日 (LEX/DB 25473538)

⁹ 神戸地尼崎支判平成 26 年 1 月 30 日 (LLI/DB L06950024)

って、観客の安全性を確保するために相応の合理性があるといえるから、本件球場における内野席フェンスは、プロ野球の球場として通常備えているべき安全性を備えているものと評価すべきである。」との判断のもとに、本件球場について、「設置又は管理の瑕疵」（国家賠償法2条1項）及び「設置又は保存の瑕疵」（民法717条1項）が存在するとは認められない」とされた。また、球場の管理・運営者たるプロ野球の試合の主催者の責任に関しては、一般論として原告の主張からさらに踏み込んで「プロ野球の試合の主催者は、観客との間で、観客から球場への入場料を徴収する一方、観客に対して安全に野球を観戦させることを内容とする契約を締結しているものであり（野球協約165条参照）、このような契約の内容等に照らせば、プロ野球の試合の主催者は、観客に対し、試合中、ファールボール等の危険から観客を守るべき契約上の安全配慮義務を負っている」旨の解釈を示したうえで、「不法行為責任と債務不履行責任が競合する場合には、不法行為上の注意義務の内容は、契約上の注意義務の内容と重なり合うものと解される」ことを根拠に、プロ野球の試合の主催者は、原告に対し、「不法行為上も、上記安全配慮義務と同内容の注意義務を負っていた」ものとしたうえで、「本件球場に設置された安全設備としての内野席フェンスの構造、内容及び同フェンスの存在を前提として」プロ野球の試合の主催者が行っていた安全対策の内容…にかんがみれば、プロ野球の試合の主催者は「観客の安全に相応の注意を払うべき義務を履行していたものと認められる」としてその責任を否定した。控訴審判決である裁判例②は、原審の判断を支持し、上記の理由もそのまま維持されている。

（2）裁判例③について

裁判例③は、野球場の管理者かつプロ野球の試合の主催者に対し、プロ野球の試合開始前の打撃練習中に顔面に打球を受け右眼球破裂などの傷害を被ったのは、プロ野球の試合の主催者が、危険な状態の野球場に観戦客を入場させた過失または十分に打球の危険を認知させるべき措置を怠った過失によるとして、民法709条に基づき、不法行為による損害賠償を請求した事案についてのものである。

裁判例③の判決では、事実関係につき争いのあった点もあるが、基本的

には、「野球競技において打球が観客席に飛来する可能性があることは、野球観戦に訪れる観戦客は熟知しているところ」である旨の評価を踏まえて、プロ野球の試合の主催者による不法行為責任を否定している。

(3) 裁判例④について

裁判例④は、球場を所有者かつ管理・運営者に対し、飛来する折れたバットから観客を守れるようなバックネットないし内野フェンスを設置する義務を怠り、また、折れたバットが観客席に飛び込んでくる可能性について観客に注意を喚起する義務を怠ったと主張して、民法 717 条 1 項又は民法 709 条に基づく損害賠償を請求するとともに、試合の主催者であるプロ野球の球団に対し、折れたバットが観客席に飛び込んでくる可能性について観客に注意を喚起する義務を怠ったと主張して、民法 709 条に基づく損害賠償を請求した事案に関するものである。

裁判例④では、球場の所有者の責任については、「本件球場のバックネットないし内野フェンスの構造、内容は、本件球場で採られている他の安全対策と相まって、観客の安全性を確保するために相応の合理性があるといえるから、本件球場のバックネットないし内野フェンスは、プロ野球の球場として通常備えるべき安全性に欠けるところはない」との判断のもとに、「本件球場のバックネットないし内野フェンスに民法 717 条 1 項の設置の瑕疵が存在するとは認められない」旨判示するとともに、球場の所有者及び試合の主催者に対する「折れたバットが観客席に飛び込んでくる可能性について観客に注意を喚起する義務を怠った」旨の主張についてもこれを退け、両者の責任を否定している。

(4) プロ野球の試合における臨場感の確保

裁判例①及び②、並びに裁判例④においては、プロ野球の試合における臨場感の確保につき、本質的な重要性をもつものとしてこれを評価し、プロ野球の球場に民法 717 条 1 項の設置の瑕疵が存在するか否か、及び、プロ野球の試合の主催者につき観客に対する安全配慮義務違反が認められるかどうかの判断にこれを反映させていることが窺われる。

4. 札幌ドームファウルボール訴訟の裁判例の検討

(1) 事案の概要，第一審判決・控訴審判決の要旨，及び主要な争点

札幌ドームファウルボール訴訟の事案の概要は、X が札幌ドーム球場（以下、「本件ドーム」という。）の内野席でプロ野球観戦中に、打者の打ったファウルボールが顔面を直撃し、右眼球破裂等の傷害を負った事故について、同球場の所有者である Y1 に対し、国家賠償法 2 条 1 項（营造物責任）に基づき、指定管理者（地方自治法 244 条の 2 第 3 項）である Y2 に対し、民法 717 条 1 項（工作物責任）に基づき、試合主催者である Y3 に対し、民法 717 条 1 項・709 条・債務不履行（野球観戦契約上の安全配慮義務違反）に基づき、連帯して、4659 万円余の損害賠償を求めたというものである。

第一審判決（裁判例⑤）¹⁰は、本件ドームにおける安全設備等の内容は X の座席付近で観戦している観客に対するものとしては通常有すべき安全性を欠いており、本件ドームには工作物責任ないし营造物責任上の瑕疵があったと認められるなどと判断して、X の Y らに対する請求を 4195 万円余の限度で認めた。

これに対し控訴審判決（裁判例⑥）¹¹は、本件ドームの物的設備は、通常の観客を前提とした場合に、観客の安全性を確保するための相応の合理性を有しており、社会通念上プロ野球の球場が通常有すべき安全性を欠いていたとはいえないから、民法 717 条 1 項ないし国家賠償法 2 条 1 項所定の「瑕疵」があったとは認められないとし、Y1 及び Y2 の損害賠償責任を否定した一方で、試合の主催者である Y3 については、野球観戦契約に信義則上附随する安全配慮義務違反があるとし、債務不履行に基づく損害賠償責任を認めるとともに、事故につき X 側にも 2 割の過失があるとして過失相殺を認めて、3357 万円余の損害賠償責任を認めた。

第一審及び控訴審で審理された主要な争点は、①プロ野球の球場についての民法 717 条 1 項という土地の工作物の設置又は保存の「瑕疵」ないし国家賠償法 2 条 1 項という营造物の設置又は管理の「瑕疵」の有無、②プロ野球観戦契約上の安全配慮義務違反の有無、③過失相殺の可否、④プロ

¹⁰ 札幌地判平成 27 年 3 月 26 日判自 410 号 78 頁

¹¹ 札幌高判平成 28 年 5 月 20 日判自 410 号 70 頁

野球観戦契約約款上の免責条項の適用の有無、の4点に集約されよう。

- (2) プロ野球の球場についての民法 717 条 1 項にいう土地の工作物の設置又は保存の「瑕疵」ないし国家賠償法 2 条 1 項にいう营造物の設置又は管理の「瑕疵」の有無

ア 「瑕疵」の一般的な意義及び判断の基準・対象と具体的結論

裁判例⑤⑥ともに、裁判例①②④と同様に、民法 717 条 1 項ないし国家賠償法 2 条 1 項所定の「瑕疵」の一般的な意義については、リーディング・ケースである高知国道 56 号落石事件¹²に従い、「当該工作物又は营造物が通常有すべき安全性を欠いていること」をいうとしている。「瑕疵」の存否の判断基準についても、リーディング・ケースである神戸市道防護柵不全児童転落事件¹³に従い、当該工作物又は营造物の構造、用法、場所的環境及び利用状況等諸般の事情を総合考慮して具体的、個別に判断すべきであるとしたうえで、プロ野球の球場としての一般的性質に照らして検討すべきであるとしている。

ところが、本件ドームの「瑕疵」の存否についての具体的判断（判例の準則の本件事案への当てはめ）については、裁判例⑤が裁判例①②④とは異なり、「瑕疵」の存在を認める判断を示したのに対し、裁判例⑥では「瑕疵」が否定されるという形で、第一審と控訴審の判断が真っ向から対立する結果となった¹⁴。

イ 裁判例⑤と裁判例⑥の判断における理由の比較検討

何故そのような違いが生じたのかを検討にすにあたり、「瑕疵」の有無に関して裁判例⑤の示した理由と裁判例⑥が示した理由を比較検討する。

裁判例⑤では、「ファウルボール等が観客席に飛来する危険は、プロ野球を観戦する上で排除することができないものであるから、観客にも相応の注意義務を果たすことが求められるというべきである。そして、野

¹² 最判昭和 45 年 8 月 20 日民集 24 卷 9 号 1268 頁・ひろば 23 卷 11 号 13 頁。

¹³ 最判昭和 53 年 7 月 4 日民集 32 卷 5 号 809 頁・判自 377 号 66 頁。

¹⁴ もっとも、瑕疵の有無についての具体的判断が同一事故でも審級により分かれることは稀ではないことにつき、北河隆之「道路管理瑕疵をめぐる訴訟の現状と課題」ひろば 64 卷 2 号 26 頁以下参照。

球の試合で使用されるボールは1個のみであるから、観客がプロ野球の球場で試合を観戦する際に打球の行方を注視することは、観客に求められる注意義務の中心をなす基本的な義務というべきである…」との一般論を示しつつも、観客がプロ野球の試合が行われている間、全ての機会に打球の所在を目で追っていなければならないとすることは現実的ではない。プロ野球のピッチャーが投球するタイミングは、サインのやりとりや、牽制球を投げたりする関係で、定間隔ではなく、投球がブザー等によって観客に知らされるわけでもないから、少なくとも、原告のように子供を連れていて、その様子にも注意を払わなければならない者としては、必ずバッターが打つ瞬間を見ていることができるわけではない。また、観客席に飛来する打球は、打者が打撃により放つものであり、その瞬間まで打球の行方を予測することは不可能であり、打撃の直後にも打球の行方を判断することは困難であるから、打球の飛来により生じる危険を避けるためには、投手が投球動作に入ってから打者が打撃を行い、その行方が判断できるまでの間、必ずボールの所在を注意深く見ていなければならないことになるが、プロ野球の試合を観戦する観客の態度として、このような実態があるとは認められず、現状から余りにも乖離するものである。」として、観客の引き受けるべき危険を限定的にとらえている。第一審判決は、かかる価値判断を前提として、瑕疵の存否につき、「本件事故当時、本件ドームに設置されていた安全設備は、ファウルボールへの注意を喚起する安全対策を踏まえても、本件座席付近にいた観客の生命・身体に生じ得る危険を防止するに足りるものではなかったというべきである。」との判断を示し、本件ドームが、あくまで本件座席付近にいた観客との関係で、生命・身体に生じ得る危険を防止するに足りるものではなかったとの判断を示したうえで、「本件事故当時、本件ドームに設けられていた安全設備等の内容は、本件座席付近で観戦している観客に対するものとしては通常有すべき安全性を欠いていたものであって、工作物責任ないし营造物責任上の瑕疵があったものと認められる。」との結論を導いている。

これに対し、控訴審である裁判例⑥では、「プロ野球の球場の所有者な

いし管理者は、ファウルボール等の飛来により観客に生じ得る危険を防止するため、その危険の程度等に応じて、グラウンドと観客席との間にフェンスや防球ネット等の安全設備を設けるなどの安全対策を講じる必要があると解される。」との一般論を述べつつも、「プロ野球は、我が国において長年にわたり親しまれ、広く普及しているプロスポーツであって、その観戦は、テレビ等のメディアを通じたものも含め、国民的な娯楽の一つとなっているから、プロ野球の試合を球場で観戦する場合の上記の本質的・内在的な危険性も、少なくとも自ら積極的にプロ野球の試合を観戦するために球場に行くことを考える観客にとっては、通常認識しているか又は容易に認識し得る性質の事項であると解され、観客は、相応の範囲で、プロ野球というプロスポーツの観戦に伴う上記の危険を引き受けた上で、プロ野球の球場に来場しているものというべきである。」として、自ら積極的にプロ野球の試合を球場で観戦するために球場に行くことを考える観客は観戦に伴う危険を引き受けているとの認識を示したうえで、「上記の本質的・内在的な危険性を回避するため、プロ野球の球場に設置された相応の安全設備及びそれを補完するものとして実施されている他の安全対策の存在を前提としつつ、観客の側にも、基本的にボールを注視し、ボールが観客席に飛来した場合には自ら回避措置を講じることや、それが困難となりそうな事情（幼い子供を同伴していること等）が観客側に存する場合には、予め上記危険性が相対的に低い座席（バッターボックスからなるべく離れた座席等）に座ることなどの相応の注意をすることが求められており、本件当時も、そのことが前提とされていたというべきである。」として、観客が引き受けるべき危険の内容を具体的に示している。そのうえで、「多数来場する観客らの中には、野球に関する知識や経験が乏しいことや年齢等の理由により、上記の危険性をあまり認識していない者や自ら回避措置を講じることを期待し難い者も含まれていると解されるものの、そのような者に対する上記危険性の具体的な告知や追加の安全対策等は、プロ野球の試合を主催する球団による興業の具体的な運営方法の問題というべきであって、仮にそれが十分に行われなかったとしても、当該球団と当該観客との関

係で個別に安全配慮義務違反となる余地があり得ることは別として、通常の観客を前提として通常有すべき安全性を欠いているか否かを判断すべき上記「瑕疵」の有無を左右する事情とはいえない。」として、Xのようにプロ野球観戦の危険性をあまり認識していない者や自ら回避措置を講じることを期待し難い者に対する危険性の具体的な告知や追加の安全対策等は、プロ野球の試合を主催する球団による興業の具体的な運営方法の問題であるとして、「瑕疵」の有無を左右する事情とはいえないとの判断を示した。裁判例⑤は、かかる価値判断に基づき、「本件ドーム（特に本件座席付近）における上記内野フェンスは、本件ドームにおいて実施されていた他の上記安全対策を考慮すれば、通常の観客を前提とした場合に、観客の安全性を確保するための相応の合理性を有しており、社会通念上プロ野球の球場が通常有すべき安全性を欠いていたとはいえない。」との結論を導いている。

両判決のロジックを比較すると、第一審判決である裁判例⑤は、観客の引き受けるべきリスクを検討するうえで、Xのように野球に関する知識や経験が乏しいことや年齢等の理由により打球事故等のプロ野球観戦に内在する危険性をあまり認識していない者や自ら回避措置を講じることを期待し難い者も含めた上での観客を対象として、かかる観客が引き受けるべきリスクを限定し、これを前提として、本件ドームが、本件座席付近にいた観客との関係で、生命・身体に生じ得る危険を防止するに足りるものではなかったとの判断を示したうえで、本件ドームが通常有すべき安全性を欠いていたものとして「瑕疵」を肯定している。これに対し控訴審判決である裁判例⑥では、「瑕疵」の有無を検討するにあたっての判断材料となる観客の引き受けるべきリスクを検討するうえで、もっぱら自ら積極的にプロ野球の試合を観戦するために球場に行くことを考える観客を「通常の観客」として対象とすべきものとして、これらの「通常の観客」が相応の範囲で打球事故等のプロ野球観戦に内在する危険性を引き受けるべきものとし、これを前提として、Xのように野球に関する知識や経験が乏しいことや年齢等の理由により上記の危険性をあまり認識していない者や自ら回避措置を講じることを期待し

り、今後の同様な事故が生じた場合には参考にされるべき重要な意義を有するものである。

(3) プロ野球観戦契約上の安全配慮義務違反の有無

裁判例⑥では、裁判例①及び②でも一般論として認められていたプロ野球観戦契約上の安全配慮義務違反の有無について検討がなされ、この義務違反を認めて Y1 の責任を肯定した

上述のとおり、裁判例⑥では、X のように野球に関する知識や経験が乏しいことや年齢等の理由によりプロ野球観戦に内在する打球事故等の危険性をあまり認識していない者や自ら回避措置を講じることを期待し難い者に対しては、上記危険性の具体的な告知や追加の安全対策等を、工作物ないし营造物の「瑕疵」の有無を検討するにあたって検討される事情から除外し、プロ野球の試合を主催する球団による興業の具体的な運営方法の問題に委ねた。

そのうえで、X が本件試合を観戦することになったのは、Y1 が、新しい客層を積極的に開拓する営業戦略の下に、保護者の同伴を前提として本件試合に小学生を招待する企画（本件企画）を実施し、小学生である X の長男（当時 10 歳）及び長女（当時 7 歳）が本件試合の観戦を希望したため、X が家族が本件企画に応じることとし、X も、長男及び長女の保護者の一人として、幼児（当時 4 歳）である二男を連れて、本件ドームに会場したという経緯であったこと、本件座席は、内野席の最上部や外野席等と比較すると、相対的にはファウルボールが衝突する危険性が高い座席であったが、本件企画において選択可能とされていた席であったこと、を認定したうえで、Y1 は、野球観戦契約に信義則上付随する安全配慮義務として、招待した小学生及びその保護者らの安全により一層配慮した安全対策を講じるべき義務を負っていたにもかかわらず、上記安全配慮義務を十分に尽くしていたとは認められないから、X に対し、債務不履行（上記安全配慮義務違反）に基づく損害賠償責任を負うと判断したものである。この判断は、後述する過失相殺に関する判断とあいまって、具体的に妥当な結論を導いたと評価することができよう。

もっとも、X が Y1 の本件企画に関係なく、子どもの希望で子どもと同

伴してプロ野球の試合を観戦すべく本件座席を購入したような場合にも安全配慮義務違反を認めるべきかどうかは、かなり微妙で難しい問題であろう。裁判例⑥において、Y1が、「野球観戦契約に信義則上付随する安全配慮義務として、招待した小学生及びその保護者らの安全により一層配慮した安全対策を講じるべき義務を負っていた」ことが重要なポイントとされるのであれば、上述のように本件企画と関係なく生じた事故については安全配慮義務違反を否定せざるを得ないにも思われる。

（４）過失相殺の可否

過失相殺の可否自体は、民法717条ないし国賠法2条1項に基づく責任においても問題となりうるが、裁判例⑤では否定されている。これに対し、裁判例⑥では、本件座席及びその付近の席を選択したのはXの夫Aであり、XはAの上記選択をそのまま受け入れて本件座席に座っていたものであることやXが本件打球の行方を注視していなかったことに基づき、Y1の債務不履行（上記安全配慮義務違反）に基づく損害賠償責任に関しX側にも2割の過失があるものとしてY1の損害賠償責任を減じている。

いわゆる被害者側の過失の理論に照らせば、本判決の判断は妥当であるといえるのでなかろうか。

（５）プロ野球観戦契約約款上の免責条項の適用の有無

裁判例⑥では、プロ野球観戦契約約款上の免責条項の適用が認められなかった。裁判例⑥が、Xのように野球に関する知識や経験が乏しいことや年齢等の理由によりプロ野球観戦に内在する打球事故等の危険性をあまり認識していない者や自ら回避措置を講じることを期待し難い者に対しては、上記危険性の具体的な告知や追加の安全対策等を、プロ野球の試合を主催する球団による興業の具体的な運営方法の問題に委ねるというロジックを用いたい以上、運営方法の問題とかかわりなく一律に免責を認めるような条項は適用できないと考えるべきであろう。もっとも、この点は、プロ野球の主催者による運営方法の工夫やプロ野球観戦の危険性の周知度とあいまって、将来的に異なった判断がなされることも否定できないであろう。

5. 裁判例の検討を踏まえた考察

裁判例⑤及び裁判例⑥において述べられているとおり、野球場におけるプロ野球観戦の在り方が多様化していること、この多様化のための営業活動がもっぱら運営者側の努力に委ねられていることに照らせば、裁判例⑥のように、プロ野球の野球場における打球事故については、野球場という施設の瑕疵の問題ではなく、運営者側の安全配慮義務の問題として処理するのが妥当であるといえよう。

この場合に運営者側に要求される安全配慮義務の程度は、対象観客や、その座席場所によって異なるのは当然であり、その内容が一律にチケット等に記載された免責条項により免除されてしまうことは妥当でないといえる。

もっとも、運営者側が標準的でない観客との観戦契約にあたり、顧客の年齢・観戦経験・運動能力等のプロフィールを正確に把握し、この内容に合わせて座席を設定するといった努力をきめ細かく積み重ね、観客の属性及び観戦場所に応じて、野球観戦に伴う打球事故等の危険性について事前の説明を十分に行ったうえで同意を得るといったプロセスを経たことが確認されるのであれば、免責条項の記載されたチケットを購入したことをかかる意味での観客による危険の引受けと評価して、免責事由ないしは大幅な過失相殺として斟酌することも可能となるように思われる。

以 上